

ご旅行条件書(要約) お申し込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

この旅行は、たびすけ 合同会社西谷 (以下「当社」といいます) が旅行を企画して実施するものであり、お客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「契約」といいます) を締結することになります。また、契約の内容・条件は各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前送しする確定書面 (行程ご案内) 及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

1. 契約の申し込みと成立時期

- (1) 当社は旅行契約の申し込みをしようとするお客様から依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面 (以下「企画書面」といいます。) を交付します。
- (2) 当社は企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金 (以下「企画料金」といいます。)) の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に旅行契約を申し込みようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込金 (旅行代金の20%以内) とともに当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

2. お申し込みの条件

- (1) 15才未満の方が参加される場合は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊婦の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため、介助者や同伴者の同行、当社スタッフの派遣などを条件とさせていただきます。ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (3) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

3. 旅行代金の適用

満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金となります。なお、旅行代金は各コースごとに表示しております。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金 (注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料、添乗員同行コースの同行費用および消費税等諸税、等。尚、これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項以外のもの (超過手荷物料金、電報電話料、個人的性質の追加食代やそれらに伴う諸税・サービス料、オプションツアー、燃油サーチャージ等)。

6. 旅行内容の変更、旅行の中止

- (1) お客様から旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様からあらかじめ定められた当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 取消料

- (1) お客様の解除権
 - ① お客様は旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお申し出いただいた時を基準とします。
 - ※ 取消料または1親等の親族が死亡したため旅行をとりやめる場合も取消料の対象となります。

	取 消 日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日目にあたる日以前	無料
	20日目にあたる日から8日前まで	旅行代金の20%
	7日目にあたる日から7日前まで	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日	旅行代金の40%
	旅行開始日の当日	旅行代金の50%
	旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

② お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

【旅行開始前】

- a. 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が>変更補償金>の表を振り替えるものその他の重要なものである場合に限ります。

- b. 「旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更」に基づき、旅行代金が増額されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、「確定書面」(1)に記載する期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (2) 当社の解除権
 - ① お客様から「旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更」定める期日までに旅行代金が支払われないときは、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとし、企画書面に記載されたところに従って取消料等をいただきます。
 - ② 当社に先に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

【旅行開始後】

- a. 当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能、その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. 病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c. 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施をおそれがあると認められるとき。
 - d. 旅行契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. 例えば、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - g. お客様の人数が本書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の14日前 (日曜日旅行は4日前) までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。
- 【旅行開始後】
- a. 病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。
 - b. 添乗員その他の者による当社の指示に従わず、これらの者又は同行する他の旅行者への暴行、脅迫等による団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であっても、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ③ 当社 (2) 当社の解除権【旅行開始前】の規定により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金又は申込金を全額払い戻します。また同【旅行開始後】の規定により旅行契約を解除したとき、旅行契約は将来に向かってのみ消滅し、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。この場合、当社はお客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、運送料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用の金額を差し引いたものを払い戻します。

8. お客様の責任

お客様の故意または過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をさせていただきます。

9. 特別補償

- (1) 当社は当社の責任が生じたか否かを問わず、当社旅行契約特別補償規程により、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害について、あらかじめ定められる額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものときは、当社は (1) の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が (1) に基づく補償金支払い義務と当社の責任による損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

10. 旅費保証

当社は、次の契約内容の重要な変更が生じた場合は、所定の利率により変更補償金を支払います。

- ① 旅行開始日または旅行終了日の変更、② 入場する観光地、観光施設その他の旅行の目的地の変更、③ 運送機関の下等級への変更、④ 運送機関の種類または会社名の変更、⑤ 宿泊機関の種類または名称の変更、⑥ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観の変更。ただし、天災地変、暴動などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、
 - ① 当社及び当社の提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ② 旅行参加のご案内やご感想の提供のお願い
 - ③ アンケートのお願い
 - ④ 特典サービスの提供
 - ⑤ 統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

12. その他の旅行条件の詳しい内容及び主催旅行契約につきましては当社係員にお尋ねください。

— FAXでお申し込みのお客さまは、こちらにご記入をお願いいたします。 —

《送信先》 たびすけ合同会社西谷 0172-55-0252

【申込用紙】

	ふりがな お名前 (性別)	年齢	ご住所	電話番号	集合場所
1	(男・女)				弘前・田舎館
2	(男・女)				弘前・田舎館
3	(男・女)				弘前・田舎館
4	(男・女)				弘前・田舎館